

別紙 1 - 1

## 論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 AFDAL

論 文 題 目 Environmental Reporting Quality of Japanese  
Companies  
(日本企業における環境報告の質)

### 論文審査担当者

主 査 名古屋大学大学院経済学研究科教授 野口 晃弘

名古屋大学大学院経済学研究科教授 坂口 順也

名古屋大学大学院経済学研究科准教授 仙場 胡丹

## 論文審査の結果の要旨

## 1. 本論文の概要

## (1) 本論文の目的

サステナビリティ報告書あるいは環境報告書を通じた環境情報の開示は、多くの国において普及してきており、その質が問われる段階になってきている。日本では、規制による強制的な開示ではなく、自発的な開示を促す政策が採用されてきたにもかかわらず、サステナビリティ報告を行っている企業の割合が高い国としての地位を保ってきた。そして、開示内容の豊富さについても定評がある。そのため、本論文では、日本企業の環境報告を取り上げている。

本論文の目的は、日本企業の環境報告、特にその質に着目し、どのような要因が影響したのか分析することにある。具体的には、以下のことが挙げられている。

- a. 日本の環境報告実務を促進した要因を識別すること。
- b. 日本企業における環境報告の質について、10年という期間にわたる変化を明らかにすること。
- c. 企業規模や産業分類等の企業特性が、日本企業における環境報告の質及びその変化に及ぼす影響について分析すること。
- d. コーポレート・ガバナンス等の企業の内部要因が、日本企業における環境報告の質に及ぼした影響について分析すること。

本論文では、Chauvey *et al.* (2015) や Comyns and Figge (2015) による先行研究と比較し、IASBの「財務報告に関する概念フレームワーク」において有用な財務情報の質的特性として挙げられているものを網羅することで、より包括的に環境報告を捉えようとしている。そして、質的特性ごとにスコアの付け方を調整することを通じて、より精緻に質を反映させようとしている。

## (2) 本論文の構成と内容

本論文は、第一章 序論、第二章 環境報告の特徴と発展、第三章 日本における環境報告制度：探索的研究、第四章 日本における環境報告の質の推移、第五章 企業特性が環境報告の質に及ぼす影響、第六章 コーポレート・ガバナンスが環境報告の質に及ぼす影響、第七章 結論、から構成されている。

第一章では、問題の所在と論文の構成について述べられている。

第二章では、環境報告の意義、利用者、内容、日本及び世界における発達の歴史を概説している。そして、制度理論 (institutional theory)、正統性理論 (legitimacy theory)、ステーク・ホルダー理論 (stakeholder theory)、について説明している。

第三章では、制度理論に基づき、日本の環境報告に関する実務を促進した要因について、官庁から公表されたガイドライン等の公的文書を用いて分析している。そして、法律と政府の政策を源とする、法的、規範的、心理的圧力により、日本の環境報告実務が、促進された様子を明らかにしている。

## 論文審査の結果の要旨

第四章では、環境報告の質の推移を評価するための従来の手法の改良に取り組んでいる。有用な財務情報の質的特性に着目し、それを可能な限り組み込むことによって、環境報告の質を包括的に反映させるようにするとともに、一律の方法でスコアリングを行うのではなく、質的特性ごとに異なるスコアリングを行うといった工夫の施された方法を用いている。

改良された方法を用いて、日経平均株価採用銘柄の 225 社の英文ウェブサイトにおける環境報告書・サステナビリティ報告書を対象に、2008 年、2013 年、そして 2018 年について、データの得られた 89 社について環境報告の質を評価し、その推移を明らかにしている。そこでは、報告内容の質を担保するためには強制開示が必要であるという主張を支持する結果ではなく、一部に強制開示を取り入れながら、自主的開示を促す日本の政策が、一定の成果を上げているという結果が示されている。

第五章では、正統性理論に基づき、日本企業における環境報告の質に及ぼす企業規模と業種の影響を取り上げている。第四章で用いた日本企業の環境報告の質に関するデータに、企業規模と業種に関するデータを加えて、パネルデータを用いた回帰分析が行われている。なお、1 社については所定の範囲の英文ウェブページ上に必要とされるデータが示されていないため、分析対象は 89 社ではなく 88 社となっている。

2008 年、2013 年、2018 年のデータから、企業規模は、環境報告の質に影響を及ぼしており、かつ、その影響力が大きくなっていた。それに対し、環境配慮型産業（environmentally sensitive industry）に属するか否かについては、明確な結果が得られていない。

第六章では、ステーク・ホルダー理論に基づき、日本企業の環境報告の質の変化に対するコーポレート・ガバナンスの影響について、特に社外取締役の比率、社外取締役の経歴などに着目して、分析が行われている。ここでも第四章で用いた日本企業の環境報告の質に関するデータによる回帰分析が行われているが、9 社については、所定の範囲の英文ウェブページから、ここでの分析に必要とされるコーポレート・ガバナンスに関連する情報を入手することができなかつたため、分析対象は 80 社となっている。

先行研究において、取締役会の構成が開示に影響を及ぼすことが示されていたことから、環境報告の質に対して、社外取締役の比率が正の影響を及ぼすか検証したものの、そのような結果は得られなかつた。しかし、企業規模と社外取締役の比率の交差項は、環境報告の質に正の有意な影響を与えていることが確認できた。これは先行研究において見られた社外取締役の比率の正の影響が、企業規模に応じてわが国でも見られることを示唆している。また、産業界出身の取締役は環境報告の質を向上させるという結果となっていた。その一方で、最高経営責任者が取締役会議長を兼務することにより、負の影響を環境報告の質に及ぼすことについては、観察されていない。

## 論文審査の結果の要旨

第七章では、論文全体のまとめと、理論的・実務的な貢献、そして、限界について述べられている。

## 2. 本論文の評価

本論文の学術的貢献としては、以下の三つをあげることができる。

第一に、CSR 報告に関する Chauvey *et al.* (2015) や 温室効果ガス情報に関する Comyns and Figue (2015) と比較して、本論文では、IASB の「財務報告に関する概念フレームワーク」において有用な財務情報の質的特性として挙げられているものを網羅することで、より包括的に環境報告を捉えるようにするとともに、質的特性ごとにスコアの付け方を合わせることを通じて、より精緻に質を捉えようと試みていることである。環境報告の質については、確立した一つや少数の方法に収斂した段階には至っておらず、まだ発展途上にあると考えられ、少しでも工夫・改良を試みることは十分な意義があるものと考えられる。特に統合報告への流れが加速している中で、環境報告の質を評価する上で、財務情報の質的特性を包括的に組み込もうとした方向性も重要である。

第二に、企業規模と環境配慮型産業に属するか否かが、環境報告の質に及ぼす影響を検証し、前者については影響を確認できたものの、後者についてはそれが確認できないという結果を得ている。企業規模の影響に関するこの結果は、フランスのデータを用いた Chauvey *et al.* (2015) などの先行研究の結果と整合的なものとなっていた。業種の影響に関する結果は、それを肯定する結果が得られている先行研究が多かったものの、Braam *et al.* (2016) や Chauvey *et al.* (2015) のように、最近の研究で、従来と同様の結果の得られていない研究もある。環境配慮型産業に属するか否かにかかわらず、すべての企業において環境報告の質を高めなければならないという段階に移ってきていると解釈すれば、この状況は正統性理論によって説明することができる。そして、本論文では、2008 年、2013 年、2018 年の推移から、企業規模の説明力が高まっていることを示している。

第三に、日本企業の環境報告の質の変化に対するコーポレート・ガバナンスの影響について、特に社外取締役の比率、社外取締役の経歴などに着目して、分析が行われている。先行研究では、取締役会の構成が開示に影響を及ぼすことが示されていた。本論文では、環境報告の質に対し、社外取締役の比率が正の影響を及ぼすことを支持する結果は得られなかったものの、企業規模と社外取締役の比率の交差項に着目すると、正の影響が見られるという結果が得られている。こうした先行研究との差は、自発的開示を推進する日本企業の特徴として、今後検討すべき重要な論点となりうるだろう。

以上で述べてきたように、本論文は優れた学術的貢献を有すると言えるが、以下に

## 論文審査の結果の要旨

指摘するように、いくつかの課題も残されている。

第一に、調査対象が英文のウェブサイトにおいて提供されている情報に限定されていることに伴う課題である。企業ごとにステーク・ホルダーの構成が異なることを考慮すれば、どこまで英文で開示するかは、判断が異なってくる可能性もあり、和文のウェブサイトを含めた環境報告全体の質についての検証が残されている。そうすることにより、情報内容の質に関する新たな分析課題が生まれてくるものと考えられる。

第二に、回帰分析による結果の頑健性を確保するため、関係する可能性のある潜在的な変数をさらに増やして検証する余地がある。また、環境報告の質という観点からの国際比較を通じて、一層有益な議論が展開できるだろう。環境報告の質を測定するためのスコアリングについても、異なる担当者による結果と照合するなど、結果の頑健性を高めるために工夫する必要がある。

しかしながら、以上の点は今後のさらなる研究の発展を期待するという観点からの指摘であり、本論文のもつ学術的価値を損なうものではない。

### 3. 結論

以上の評価に基づき、われわれは本論文が博士（経済学）の学位に値するものであることを認める。

2021年7月14日

#### 論文審査担当者

主査	名古屋大学大学院経済学研究科教授	野口	晃弘
委員	名古屋大学大学院経済学研究科教授	坂口	順也
委員	名古屋大学大学院経済学研究科准教授	仙場	胡丹

## 試験の結果の要旨および担当者

報告番号	※ 甲 第	号	氏 名	AFDAL
試験担当者	主査	名古屋大学	教授	野口 晃弘
	委員	名古屋大学	教授	坂口 順也
	委員	名古屋大学	准教授	仙場 胡丹
(試験の結果の要旨)				
実施日時 令和3年6月22日 15時00分ー16時00分				
実施場所 Zoom ミーティング				
試験内容 学位審査論文の提出要件が満たされていることを確認した後、論文の目的、主旨、関連する他の研究との比較、残された課題等について審査した。				
試験結果 全員一致で合格と判定した				

2021 年 5 月 11 日

経済学研究科長 殿

指導教員

氏名 野口 眞弘 (自署)

学位論文の剽窃チェック報告について

下記の学位論文について、剽窃検出ソフトウェアによりチェックをした結果、剽窃に  
関して特記すべき事項は確認されなかったことを報告します。

記

学位申請者 学籍番号: 441802007  
氏 名: AFDAL

論文受理専攻名: Industrial Management System

希望学位の名称: 博士 (経済学)  課程博士  論文博士  
※いずれかに〇印

論文題目: Environmental Reporting Quality of Japanese Companies

チェックした日: 2021 年 5 月 11 日

類似率: 26 %

所 見: 特に問題はありません。

2021年6月25日

経済学研究科長 殿

審査委員主査 氏名・職名 野口 晃弘 (自署)

剽窃最終チェック報告書

下記の学位論文について、剽窃検出ソフトウェアを活用しつつ、審査委員会にて総合的にチェックした結果、剽窃に関して特記すべき事項は確認されなかったことを報告します。

記

学位申請者 学籍番号: 441802007  
氏 名: AFDAL

論文受理専攻名: Industrial Management System

希望学位の名称 博士 (経済学)  課程博士  論文博士

※いずれかに○印

論文題目: Environmental Reporting Quality of Japanese Companies

---

---



## 博士学位論文の剽窃に係る届出書

経済学研究科長 殿

確認欄

私が作成し、提出した下記の博士学位論文において、剽窃行為は行っていない。

記

論文題目: Environmental Reporting Quality of Japanese Companies

2021年5月10日

学位申請者(自署): AFDAL

確認欄

上記の者が提出した博士学位論文について、本研究科において定める方法により、剽窃のチェックを行った結果、問題は認められませんでした。

2021年5月11日

指導教員(自署): 野口 晃弘

※内容を確認し、確認欄にチェック☑を付したうえ、ご署名ください。